

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月18日

和歌山県知事 岸本 周平 殿

提出者 株式会社 柏木建設
住所 和歌山県日高郡日高川町大字江川260番地
氏名 代表取締役 柏木 学
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0738-53-0236

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 柏木建設
事業場の所在地	和歌山県日高郡日高川町大字江川260番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	元請完成工事高 42,267万円(税抜)
③従業員数	23人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2にとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和 4 年度）実績】

産業廃棄物の種類	別紙3、3-1、3-2のとおり	
排 出 量	2321.46 t	t

(これまでに実施した取組)

受注によって大きく左右されるが、過去数年間の傾向や前年度の受注高をもとにして推計する等により産業廃棄物の種類毎の排出量を予測する。

② 計画

【目標】

産業廃棄物の種類	別紙3-3のとおり	
排 出 量	1131.00 t	t

(今後実施する予定の取組)

これまでに実施した取組を継続する。

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
アスファルト破片、コンクリート破片、木くず、建設混合廃棄物の別に分別する。
がれき類、管理型混合廃棄物の発生は分別解体等により抑制するとともに混合状態で排出されるものについては、適正に分別することにより、可能な限り削減する。

② 計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
これまでに実施した取組を継続するとともに、従業員及び関連会社に明確な作業手順を周知徹底する事により、適正に廃棄物を取扱う事ができる。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら直接再生利用、自ら中間処理した後、再生利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物の再生利用は行わない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行わない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行わない。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	2321.46 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2315.58 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 処理業者と委託契約を締結するに当たっては事前に現地確認（処理状況、維持保管状況、周辺状況）するとともに、委託後に定期的な確認を行う。 再生利用が可能な廃棄物については、積極的に再生利用を推進するため、委託先についての情報収集を行い、ルートを確保する。		

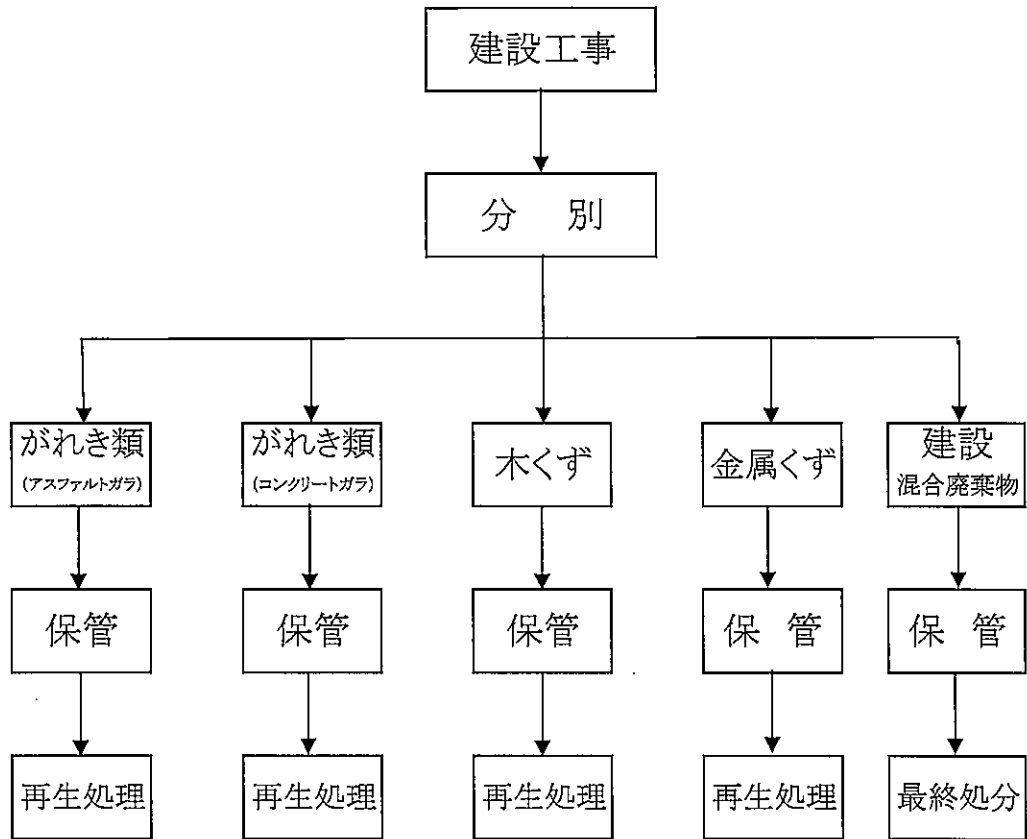
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3-3のとおり	
	全処理委託量	1131 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	355 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1130 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			
<p>これまでに実施した取組を継続する。</p> <p>さらに適正な委託先の選定にあたっては、優良産業廃棄物処理業者に関する情報、公開される産業廃棄物処理施設の維持管理情報等を活用する。</p> <p>また、再生利用が不可能な廃棄物については、積極的に熱利用を推進し、委託先についての情報収集を行い、ルートを確保する。</p>			
※事務処理欄			

別紙

	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
産業廃棄物の種類	がれき類 (コンクリート破片)		がれき類 (アスファルト・コンクリート破片)		木くず		建設混合廃棄物		金属くず					
排出量	10t	11t	1100t	2273t	20t	30t	1t	6t	0t	1t				
自ら再生利用する量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t				
自ら熱回収する量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t				
自ら中間処理により減量する量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t				
自ら埋立処分又は海洋投入処分する量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t				
全処理委託量	10t	11t	1100t	2273t	20t	30t	1t	6t	0t	1t				
優良認定処理業者への処理委託量	5t	0t	350t	0t	10t	0t	0t	0t	0t	0t				
再生利用業者への処理委託量	10t	11t	1100t	273t	20t	30t	0t	0t	0t	1t				
認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t				
認定熱回収業者以外への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t				

(別紙1)

④産業廃棄物の一連の処理の工程



(別紙2)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	所属：工務部	職名：専務取締役
現場責任者	現場作業所	職名：主任技術者
現場担当者	現場作業所	職名：現場代理人
産業廃棄物 処理責任者		
廃棄物処理施設 技術管理者		
役割	統括責任者	① 委託契約の締結 ② 処理業者の現地確認(処理状況、維持管理状況、周辺状況) ③ 再生利用の推進のため委託先の情報収集、ルート確保
	現場責任者	① 産業廃棄物の取扱手順等の策定 ② 作業員及び下請業者等への教育、啓発等 ③ 帳簿の作成 ④ 廃棄物処理法及び関係法令を遵守した作業の推進
	現場担当者	① マニフェストの交付 ② 分別解体、産業廃棄物の分別、保管業務
<div data-bbox="231 1169 368 1211" data-label="Section-Header"> <p>組織図</p> </div> <pre> graph TD A[取締役会] --> B[総務部] A --> C[管理部] A --> D[工務部] D --> E[現場作業所] </pre>		

(別紙3)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の種類	排出量	処分状況
アスファルト・コンクリート破片	2,273.42 t	再生処理
コンクリート破片	11.24 t	再生処理
木くず	30.26 t	再生処理
金属くず	0.66 t	再生処理
建設混合廃棄物	5.88 t	最終処分
合計 再生処理	2,315.58 t	
合計 最終処分	5.88 t	

(別紙3-1)

計画の実施状況内訳

産業廃棄物の種類	排出量
アスファルト・コンクリート破片	2,273.42 t
コンクリート破片	11.24 t
木くず	30.26 t
金属くず	0.66 t
建設混合廃棄物	5.88 t

(別紙3-2)

令和4年度 再生利用業者への処理委託量

アスファルト・コンクリート破片	2,273.42	t
コンクリート破片	11.24	t
木くず	30.26	t
金属くず	0.66	t

(別紙3-3)

令和5年度 処理委託目標量

アスファルト・コンクリート破片	1,100.00	t
コンクリート破片	10.00	t
木くず	20.00	t
建設混合廃棄物	1.00	t

令和5年度 再生利用業者への処理委託目標量

アスファルト・コンクリート破片	1,100.00	t
コンクリート破片	10.00	t
木くず	20.00	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。